

令和 7 年度川崎市環境配慮契約推進方針

1 趣旨

地球温暖化は、世界共通の課題であり、2016年には2020年以降の温室効果ガス排出量削減等のための新たな国際的枠組みである「パリ協定」が発効し、現在、各国がこの達成に向けた取組を進めている。あらゆる分野で温室効果ガス等環境への負荷の原因となる物質の排出削減を図ることが必要であり、契約の段階において、環境負荷の低減に配慮することにより、温室効果ガス等の排出の削減を図ることは、大変重要である。

平成19年11月に「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）」（以下「環境配慮契約法」という。）が施行され、地方公共団体等には、地方公共団体等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進に関する方針を策定し、その方針に基づき環境配慮契約を推進することが努力義務として規定されている。また、令和3年10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」においては、地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項として、エネルギー起源二酸化炭素の排出状況を恒常的かつ網羅的に把握し、再生可能エネルギー等の導入・活用や省エネルギーの機会を積極的に追求するものとし、その結果を踏まえて必要な運用改善及び費用対効果の高い設備投資の検討を行うべきものとされている。さらに、事業の用に供する設備についても、技術の進歩などの状況変化に応じ、温室効果ガスの排出の削減等に資するものを選択するように努めなければならないものとされている。

本市は、2050年の脱炭素社会の実現を目指し、令和2年11月に策定した脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」の内容を踏まえ、令和4年3月に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定した。同計画では、市役所の温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度比で50%以上（エネルギー消費起源CO₂については75%以上）削減する目標を掲げるとともに、その達成に向けた基本的方向として「市役所が自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち」を示し、市公共施設の省エネ化と再エネ化の取組を進め、脱炭素化にチャレンジすることで、市域のCO₂排出量の削減に貢献するとともに、市民・事業者の取組の模範となり、環境に配慮した製品・サービスのニーズの拡大を促していくものとしている。

市は、地域における様々な施策や事業を行う行政の主体としての役割のほか、各種の製品やサービスの購入・使用や建築物の建築・維持管理など、事業者・消費者としての性格も併せ持っており、経済活動の主体として地域に占める位置は大きい。そのため、市自らが環境に配慮した契約を率先して行うことは、市の事務事業から排出される温室効果ガス等の削減とともに、温室効果ガスの排出のより少ない製品等の普及など、市場への波及効果も極めて大きい。

以上の背景を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けて温室効果ガス等の削減を図るとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に貢献することを目的として、「川崎市環境配慮契約推進方針」を定めるものである。

2 対象範囲

市の全ての組織を対象とする。

また、本市が出資している団体、指定管理者その他の関連団体についても、本方針の趣旨を周知し、環境配慮契約の推進に努めるものとする。

3 環境配慮契約の推進に関する基本的考え方

本市の行う全ての契約は、次の基本的な考え方により行うものとする。

- (1) 本市が、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素も考慮し環境配慮契約を行うことは、環境に配慮した物品や役務などが市場において一層普及していくことにつながる事が期待される。

本方針において、温室効果ガス等の排出の削減のため重点的に配慮すべき契約（以下「重点的に配慮すべき契約」という。）を定めるとともに、できる限り広範な分野、すなわち重点的に配慮すべき契約の種類、対象以外の契約についても、環境配慮契約の実施に努めるものとし、契約に基づく事業及び契約に際しての事務の実施に係る温室効果ガス等の排出の削減が図られるよう、契約内容を確保するものとする。

- (2) 温室効果ガス等の排出の削減を図るため、事業者が製造工程等の事業活動全体の環境配慮を推進することは重要であり、事業者の環境マネジメントシステム、エネルギーマネジメントシステム等の構築や、温室効果ガスの排出の少ない製品等の開発製造等は、事業活動を環境に配慮したものに変えていくために効果的な手法である。

このため、調達者の適切な判断の下、プロポーザル方式や総合評価一般競争入札方式等の契約において、事業者を選定する場合の評価項目の一つとして必要に応じ、事業者の環境マネジメントシステムやエネルギーマネジメントシステム等の構築の有無等を取り上げるよう努めるものとする。その際は、公正な競争の確保の観点から事業者間の競争を不当に阻害しないよう配慮するものとする。

- (3) 調達にあたっての要求性能等を定める際には、行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとするとともに、契約に係る情報の公開に努めるものとする。その際は、WTO政府調達協定との整合性や市内中小企業への優先発注、公正な競争の確保など、他の行政目的との調和に努めるものとする。

4 重点的に配慮すべき契約

- (1) 電気の供給を受ける契約
- (2) 自動車の導入に係る契約
- (3) 省エネルギー改修事業（以下「ESCO事業」という。）に係る契約
- (4) 建築物に関する契約

5 重点的に配慮すべき契約の基本的考え方

(1) 電気の供給を受ける契約

電気の供給を受ける契約については、これまで多くの契約で行われてきた価格のみでの判断をするのではなく、市地球温暖化対策推進基本計画に基づき、2030年度までに全公共施設へ再エネ100%電力を導入する方向性を踏まえ、計画的に導入を検討していく必要があり、温室効果ガス等による環境負荷について適切に考慮した上で、契約を締結することが必要である。

電気の供給を受ける契約については、次の基本的な考え方により、行うものとする。

- ア 電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等）を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうち、上記資格を満足する者の中から当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式によるものとする。
 - イ 具体的な入札方法の検討にあたっては、原則複数の電気事業者の参入が可能となるよう、公正な競争を確保するものとする。
 - ウ 仕様書等に示された契約期間中の契約電力、予定使用電力量等を確実に安定的に供給できると見込まれる電気事業者と契約することとする。
 - エ エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、電気の供給を受ける契約の実施にあたっては、中小企業者等が不当に不利にならないようにする等、公正な競争の確保に留意するとともに、他の関連施策との調和を確保するものとする。
 - オ 再生可能エネルギーにより発電された電気など環境負荷の低い電力の調達に努めるものとする。
- 具体的な契約は「川崎市環境配慮電力入札実施要綱」により行う。

(2) 自動車の導入に係る契約

自動車の導入に係る契約にあたっては、購入ではなく環境性能のより優れた最新の車

両への代替が容易なリースを原則とする。

自動車の導入に係る契約については、次の基本的な考え方により、行うものとする。

ア 自動車の調達にあつては、行政目的に応じた条件を適切に設定し調達を行うものとし、使用実態、用途（乗用又は貨物）、大きさや乗車定員等を十分考慮の上、適切な仕様を選定するものとする。なお、仕様は必要以上に入札を制限することがないように配慮するものとする。

イ アで選定した仕様により調達車種を選定する際は、「川崎市グリーン購入推進方針」を遵守するとともに、当該仕様を満たす車種がない場合は、必要以上の仕様になっていないか再度検討するものとする。また、別紙１「公用車の車種の選定フロー例」を参考に、ハイブリッド自動車や電気自動車などを車種として指定し入札等を行うことで、環境性能に優れた自動車を率先的に導入するものとする。

ただし、次に該当する自動車の車種の選定については、この限りではない。

(ア) 環境性能に優れた新たな自動車の普及促進、新技術の実証実験など別の行政目的を有した自動車の調達

(イ) 廃棄物収集車両や消防車両などの特種又は緊急用自動車の調達

その他その用途から別紙１による車種の選定が困難である場合には、事前に環境局地域環境共創課に協議を行うものとする。

ウ 国等の助成措置や税制上の優遇措置を十分に活用するものとする。

（３）ＥＳＣＯ事業に係る契約

ＥＳＣＯ事業は、施設管理者において新たな改修資金を必要としない省エネルギー推進手法として注目されている。ＥＳＣＯ事業を推進することは、環境への負荷の低減を図るとともに、環境と両立する新しい経済づくりに役立つことが期待される。

省エネルギー化と維持管理費の低減を図るＥＳＣＯ事業について、既存施設の設備改修に活用が可能な場合には導入するなど、民間のノウハウを活用した取組を推進していくものとする。

また、省エネルギー改修事業として、様々な形態のエネルギーマネジメントサービスが開発提供されており、今後、これらの契約手法のあり方について検討を行うものとする。

なお、当面の間のＥＳＣＯ事業の導入は、別紙２「ＥＳＣＯ事業の導入フロー例」により行うものとする。

（４）建築物に関する契約

建築物は何十年も長期に供用されるものであるため、設計段階において設計者に対し

十分な環境配慮を求めることが、環境保全性能の高い建築物の実現のために重要である。また、建築関連から排出される二酸化炭素排出量は、我が国全体の40%程度を占め、そのうち、建築物の運用段階における排出が3分の2程度を占めているとの推計もあり、建築物の運用段階に当たっての省エネルギー・省CO₂化に係る取組の推進が温室効果ガス排出削減に向けた大きな課題となっている。

建築物に関する契約については、次の基本的な考え方により、行うものとする。

ア 建築物の設計に係る契約

(ア) 市建築物への具体的な環境配慮技術の導入については、「川崎市公共建築物等における環境配慮基準」をもとに導入の検討を進めるものとし、業務計画（基本構想）等の作成段階において、必要な環境保全性能を確保するものとする。

(イ) 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、原則として、必要とする環境保全性能を設計委託段階で確保し、環境と調和のとれた施設整備を推進するものとする。

建築物の環境保全性能については、「官庁施設の環境保全性基準」（平成23年3月31日国営環第5号）、住宅の用途にあつては「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「評価方法基準」（平成13年国土交通省告示第1347号）などがあり、これらを参考にするものとする。

その他、設計委託段階における環境保全性能の確保については、別紙3「建築物の契約に係る設計委託段階での環境保全性能の確保の手続きの流れについて」を参考に行うものとする。

(ウ) 「建築設計業務設計者選定要綱」によるプロポーザル方式により設計者を選定する場合には、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、総合的に勘案して最も優れた者を設計者として特定する「環境配慮型プロポーザル方式」を活用することにより、環境保全に対し優れた創造性、技術力、経験等を有する設計者を選定するものとし、優れた手法の発掘と環境配慮設計技術の向上を図り、建築物の環境保全性能の向上を推進するものとする。また、設計者の選定及び特定は、「プロポーザルによる設計者選定要綱」により行うものとする。

ただし、当該事業の主目的に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される事業、温室効果ガス等の排出の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない事業等のプロポーザル方式の実施についてはこの限りではない。

「建築設計業務設計者選定要綱」、「プロポーザルによる設計者選定要綱」

によらず建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合であって、プロポーザル方式により設計者を選定する際には、原則として「環境配慮型プロポーザル方式」を採用するものとする。

温室効果ガス等の排出の削減に配慮した内容をテーマとする技術提案は、数値目標等を求めるのではなく、設計にあたっての考え方や具体的取組方法等を求めるものとする。

また、特定された技術提案書に盛り込まれた温室効果ガス等の排出の削減に関する内容のうち、経済性のほか、効果と実現可能性等を考慮して実施すべきと判断したものについては、その実現にできる限り努めるものとする。

その他「環境配慮型プロポーザル方式」の実施については、別紙４「環境配慮型プロポーザル方式の手続きの流れについて」を参考に行うものとする。

- (エ) その他行政目的を有する建築物の建築又は大規模な改修に関しては、温室効果ガス等の排出の削減に配慮するよう契約内容又は契約手法を確保するよう努めるものとする。

イ 建築物の維持管理に係る契約

- (ア) 建築物の維持管理を委託する場合には、省エネルギー・省ＣＯ₂化等に係る環境配慮を求めることとする。
- (イ) 建築物の維持管理に係る契約においては、電気設備保守管理業務、機械設備保守管理業務及び搬送設備保守管理業務（単独又は３業務のいずれかを含む複数業務を包括して発注する場合）を主な対象とする。
- (ウ) 建築物の維持管理に係る契約を発注する場合は、当該施設の特性や過年度の実績等を踏まえ、「川崎市グリーン購入推進方針」に定める役務「庁舎管理」に係る判断の基準に加え、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した内容を検討し、仕様書等の契約図書に明記するものとする。また、別紙５「建築物の維持管理業務に係る入札手続フロー例（最低価格落札方式）」を参考に、事業者が適切な業務遂行能力を有することを入札参加要件として設定し、事前に確認するものとする。ただし、入札参加要件の設定に当たっては、競争性の確保を考慮する。

ウ 建築物の改修に係る契約

- (ア) ＥＳＣＯ事業に係る契約

上記（３）に掲げる省エネルギー改修事業に係る契約の基本的事項のとおりとする。

- (イ) その他の省エネ改修事業に係る契約

その他の省エネ改修事業に係る契約に関する基本的事項は次のとおりとする。

その他の省エネ改修事業の立案に当たっては、当該施設の運用段階におけるエネルギー消費量等のデータの活用に努めるとともに、必要に応じ、改修後の維持管理における運用改善に資するエネルギー管理機能の拡充を図るものとする。

その他の省エネ改修事業の発注に当たっては、当該施設の特性及び当該改修の目的等に応じたエネルギー消費量又は温室効果ガス等の排出量等の削減に資する契約方式を選択するものとする。

具体的な要求仕様及び入札条件については、当該改修の目的等を踏まえ、調達者において設定するものとする。

6 契約締結実績の把握及び公表

各局区室は、「4 重点的に配慮すべき契約」について、毎年度の契約締結実績をとりまとめ、環境局脱炭素戦略推進室に報告することとする。

環境局脱炭素戦略推進室は、環境配慮契約の締結実績の概要をとりまとめ、市のホームページ等を通じて公表するものとする。

ただし、当契約の分野のうち、個別要綱等により同様の報告、公表等の定めがある場合は、その定めるところによる。

7 推進体制

本方針の推進体制は、できる限り広範な分野で環境配慮契約に努める観点から、主に庶務課長会議を活用するものとする。各局区室においては、本市が出資している団体、指定管理者その他の関連団体も含め、本方針の趣旨等について局区室内へ周知し、環境配慮契約の推進に努めるものとする。

8 方針の見直し等

環境配慮契約の締結に関する状況等を踏まえつつ、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

9 附則

- (1) 本方針は、令和7年4月1日から施行する。
- (2) 令和6年度川崎市環境配慮契約推進方針は廃止する。